（宮古市 農林課）

「農業経営 収入保険」保険料の 一部を補助します

宮古市では、農業経営の安定化を図るため、岩手県農業共済組合 が取扱う

「農業経営 収入保険」保険料 の 一部を補助します。

1 補助対象者

市内に住所を有する農業者、集落営農組合、農業法人

2 補助内容

農業経営収入保険（保険期間：令和９年分（令和８年１～12 月契約成立分））の

保険料 自己負担分 の ３０％ ※ 積立金・付加保険料は対象外

3 申請方法等

「農業経営 収入保険」加入時に 宮古市 に 参加申出書 を提出ください。（農済経由可）

（参加申出書 は、初年度のみ提出が必要となります。
翌年度以降、継続して加入する場合は、提出は不要です。）

「保険料 補助金」は、岩手県農業共済組合 から、登録口座に振り込まれます。

4 加入の流れ

時 期	農業経営 収入保険	保険料 補助金
保険期間前 （令和8年1～12月）	☐ **農業共済組合 に** **加入届出・保険料等 納付**	☐ **宮古市 に** **参加申出書 を提出**
保険期間 （令和９年）	☐ 農業経営 収入保険 保険期間（１年間）	☐ **農業共済組合 から** **補助金 支払い（２～３月）**

※ 補助金 納入時の 振込通知はありません ので、予めご了承ください。

※ 保険期間は、加入者の「税の算定期間」のため、加入時期は個人毎に異なります。

5 その他

※「農業経営 収入保険」の加入は、青色申告をしていることが条件です。

【 問い合わせ 】

農業経営 収入保険 ：岩手県農業共済組合 県北基幹センター TEL 019-601-7491

保険料 補助金 ：宮古市役所 農林水産部 農林課 TEL 0193-68-9094